

福祉事業規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人ぜいたいきょう（以下「共済会」という。）の定款に基づいて福祉事業を行い、退職年金共済の共済契約者又は被共済者等の福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 前条の「共済契約者」又は「被共済者」とは、一般社団法人ぜいたいきょう退職年金共済規約第2条第3項(法人にあっては、共済会に届出のあった法人の代表者)ないし第4項に定める者をいう。

(福祉事業)

第3条 共済会は第1条の目的を達成するために次の福祉事業を行う。

- (1) 結婚祝金の支給
- (2) 出産祝金の支給
- (3) 死亡弔慰金の支給

(結婚祝金の支給)

第4条 支給に関し必要な事項は、結婚祝金支給細則を別に定める。

(出産祝金の支給)

第5条 支給に関し必要な事項は、出産祝金支給細則を別に定める。

(死亡弔慰金の支給)

第6条 支給に関し必要な事項は、死亡弔慰金支給細則を別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成13年12月19日から施行する。

第2条 この規程の変更及び廃止については、理事会で決定する。

第3条 この規程の一部変更は、平成20年12月17日から施行する。

第4条 この細則の一部変更は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。

結婚祝金支給細則

(目的)

第1条 この細則は、一般社団法人ぜいたいきょうの退職年金共済の共済契約者又は被共済者の婚姻に対して結婚祝金の支給を行うために必要な事項を定めることを目的とする。

(支給要件)

第2条 結婚祝金は共済契約者又は被共済者が婚姻したとき、もしくは被共済者が資格を喪失した後3ヵ月以内に婚姻したとき、共済会より共済契約者（共済契約者が、被共済者に支給することを確認したときは、被共済者）に支給する。

(支給金額)

第3条 前条に該当したとき、次の祝金を支給する。

支給要件	金額
共済契約者が婚姻したとき	20,000円
被共済者が婚姻したとき	10,000円

(請求手続)

第4条 請求者は共済契約者とし、別に定める結婚祝金支給申請書（様式第1号）に戸籍抄本あるいは住民票等、婚姻事実の確認できる書類を添えて共済会に請求するものとする。

(支給制限)

第5条 退職年金共済規約第25条第1項各号に定める支給制限に該当したとき、又は請求が虚偽の事実又は不正な行為に基づくものであるときは、結婚祝金を支給しないことができる。

(不正利得の返還)

第6条 偽り、その他正当でない手段により結婚祝金を受けた者について、共済会はその者から返還させることができる。

(権利の消滅)

第7条 結婚祝金を請求する権利は、その支給事由が生じた日から2年を経過したときは消滅する。

(会計)

第8条 この結婚祝金の経理は、一般会計で処理するものとする。

(雑則)

第9条 この細則に定めのない事項及びこの細則により難い事項が生じた場合は、理事会で決定する。

附 則

(施行期日)

第1条 この細則は、平成13年12月19日から施行する。

第2条 この細則の一部変更は、平成14年12月18日から施行する。

第3条 この細則の一部変更は、平成20年12月17日から施行する。

第4条 この細則の一部変更は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。

出産祝金支給細則

(目的)

第1条 この細則は、一般社団法人ぜいたいきょうの退職年金共済の共済契約者又は被共済者の出産に対して出産祝金の支給を行うために必要な事項を定めることを目的とする。

(支給要件)

第2条 出産祝金は共済契約者および被共済者又はその配偶者が出産したとき、もしくは被共済者が資格を喪失した後3ヵ月以内に出産したとき、共済会より共済契約者(共済契約者が、被共済者に支給することを確認したときは、被共済者)に支給する。

(支給金額)

第3条 前条に該当したとき、10,000円を支給する。

(請求手続)

第4条 請求者は共済契約者とし、別に定める出産祝金支給申請書(様式第2号)に戸籍抄本あるいは住民票等、出産事実の確認できる書類を添えて共済会に請求するものとする。

(支給制限)

第5条 退職年金共済規約第25条第1項各号に定める支給制限に該当したとき、又は請求が虚偽の事実又は不正な行為に基づくものであるときは、出産祝金を支給しないことができる。

(不正利得の返還)

第6条 偽り、その他正当でない手段により出産祝金を受けた者について、共済会はその者から返還させることができる。

(権利の消滅)

第7条 出産祝金を請求する権利は、その支給事由が生じた日から2年を経過したときは消滅する。

(会計)

第8条 この出産祝金の経理は、一般会計で処理するものとする。

(雑則)

第9条 この細則に定めのない事項及びこの細則により難い事項が生じた場合は、理事会で決定する。

附 則

(施行期日)

第1条 この細則は、平成13年12月19日から施行する。

第2条 この細則の一部変更は、平成14年12月18日から施行する。

第3条 この細則の一部変更は、平成20年12月17日から施行する。

第4条 この細則の一部変更は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に

関する法律（平成 18 年法律第 50 号）第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。

死亡弔慰金支給細則

(目的)

第1条 この細則は、一般社団法人ぜいたいきょうの退職年金共済の共済契約者又は被共済者の死亡に対して死亡弔慰金の支給を行うために必要な事項を定めることを目的とする。

(支給要件)

第2条 死亡弔慰金は共済契約者が死亡したときはその者の遺族、被共済者が死亡したときは共済契約者（共済契約者が、被共済者の遺族に支給することを確認したときは、被共済者の遺族）に共済会より支給する。

2. 前項に規定する遺族の範囲および順位は、死亡した共済契約者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、共済契約者と事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹とし、その者の死亡当時にその者と生計を一にしていた者とする。ただし、同順位の遺族が2人以上あるときは代表者に支給する。

(支給金額)

第3条 前条に該当したとき、次の弔慰金を支給する。

支給要件	金額
共済契約者が死亡したとき	50,000円
被共済者が死亡したとき	30,000円

(請求手続)

第4条 請求者は共済契約者（共済契約者が死亡のときはその者の遺族）とし、別に定める死亡弔慰金支給申請書（様式第3号）に除籍謄本あるいは住民票謄本等、死亡事実の確認できる書類を添えて共済会に請求するものとする。

(支給制限)

第5条 死亡弔慰金を受ける者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を支払わないことができる。

- (1) 支給事由に故意又は重大な過失があったとき
- (2) 死亡弔慰金の請求に虚偽の事実又は不正の行為があったとき
- (3) 天災地変その他により事故が多発したとき

(不正利得の返還)

第6条 偽り、その他正当でない手段により死亡弔慰金を受けた者があるときは、共済会は全部又は一部をその者から返還させることができる。

(権利の消滅)

第7条 死亡弔慰金を請求する権利は、その支給事由が生じた日から2年を経過したときは消滅する。

(会計)

第8条 この死亡弔慰金の経理は、一般会計で処理するものとする。

(雑 則)

第9条 この細則に定めのない事項及びこの細則により難い事項が生じた場合は、理事会で決定する。

附 則

(施行期日)

第1条 この細則は、平成13年12月19日から施行する。

第2条 この細則の一部変更は、平成20年12月17日から施行する。

第3条 この細則の一部変更は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。